生命保険料控除のしくみ

一般生命保険料控除

いずれか有利な方法を選択

旧一般生命保険料控除
控除額　（ア）の表により算出
控除限度額　住民税 3.5 万円（所得税 5 万円）

新一般生命保険料控除
控除額　（イ）の表により算出
控除限度額　住民税 2.8 万円（所得税 4 万円）

旧＋新一般生命保険料控除
控除額　（ア）（イ）の表により新旧それぞれ計算し合算
控除限度額　住民税 2.8 万円（所得税 4 万円）

介護医療保険料控除

控除額　（イ）の表により算出
控除限度額　住民税 2.8 万円（所得税 4 万円）

個人年金保険料控除

いずれか有利な方法を選択

旧個人年金保険料控除
控除額　（ア）の表により算出
控除限度額　住民税 3.5 万円（所得税 5 万円）

新個人年金保険料控除
控除額　（イ）の表により算出
控除限度額　住民税 2.8 万円（所得税 4 万円）

旧＋新個人年金保険料控除
控除額　（ア）（イ）の表により新旧それぞれ計算し合算
控除限度額　住民税 2.8 万円（所得税 4 万円）

合計控除限度額

住民税　7 万円
所得税 12 万円